

F1	F2	F3	F4	F5	F6
T		3/4P			

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収	入	総	額 (①+②)				29,910
	①	(前年からの繰越額)					29,906
	②	(本年の収入額 = $A + B + C + D + E + F + G$)					4
(2) 支	出	総	額 (表(その13-1)の合計額)				0
(3) 翌	年	へ	の 繰越額 ((1)-(2))				29,910

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金	額	A					
員	数						人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分				金 額				備 考
				十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附								内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]								
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附								内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附								内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))								(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]								内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附								内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)								

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その6)

(6) その他の収入					
摘 要		金 額		収 入	備 考
		十億	百万	千	

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意 (1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 10 日、

政治団体の名称 とどけ! 民意の会～みんなでつくる鴨川～

会計責任者の氏名 長谷川 裕一



(印)

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要